

### 〈学校の管理下の範囲について〉

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

●学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

例えば⇒各教科(科目)、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、生徒会活動、クラブ活動、体育大会、遠足、修学旅行、大掃除等）

●学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

例えば⇒部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

●休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

例えば⇒始業前、業間休み、昼休み、放課後

●通常の経路及び方法により通学する場合

例えば⇒登校中、下校中

●その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えば⇒学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居との間の合理的な経路、方法による往復中

### 〈こども医療費助成制度について〉

こども医療費助成制度の対象となるお子さまが、学校管理下で負傷等した場合は、学校で加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度を利用してください。

## 14 就学援助制度について

就学援助制度とは、お住まいの市町村及び県より、経済的にお困りのご家庭に学用品等にかかる費用の一部が援助される制度です。援助の内容としては、学用品費、給食費、修学旅行費等が該当します。

市町村により援助の内容が異なりますので、学校または居住地の当該教育委員会学校教育課等に相談してください。